

| 文書番号 | 版数No. | 文書名 | 頁 |
|---------|-------|--------------------|-----|
| EQS-307 | 第3版 | 虐待防止及び身体拘束廃止のための指針 | 1/3 |

1. 総則

この指針は、介護老人保健施設いづみ（以下「当施設」という）における身体拘束の廃止を実現し、虐待はもちろん不適切なケアのない安全で安心なケアサービスを提供する体制を確立するために必要な事項を定める。なお、高齢者虐待防止法の虐待5類型、身体拘束廃止の11項目「緊急やむを得ない場合」の3つの要件については、付表-1に示す。

2. 職員の責務

介護保険施設等では「緊急やむを得ない場合」を除き身体拘束が禁止されている。また、高齢者虐待防止法では高齢者が尊厳を保ち生きていくよう、介護施設従事者等による高齢者虐待の防止も求められている。そこで当施設の職員は、これらのことを見頭に置き、利用者の立場に立って、その人の人権を保障しつつ、利用者にとって快適なケアの実現に取り組まなければならない。

3. 虐待防止・身体拘束廃止委員会の設置

3.1 目的

当施設内の身体拘束を含む虐待防止が効果的に推進できるよう、「虐待防止・身体拘束廃止委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

3.2 委員会の構成

委員会は、次に掲げるもので構成し、委員長は施設長が務める。

- (1) 施設長（医師）
- (2) 事務長
- (3) 看護職員
- (4) 介護職員
- (5) 介護支援専門員
- (6) その他

3.3 委員会の業務

委員会は、毎月1回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催することとし、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 虐待及び身体拘束状況の把握
- (2) 虐待防止及び身体拘束廃止対策の立案
- (3) 指針・手順書等の作成・改訂
- (4) 虐待として報告のあった事例（不適合サービス報告書等）に対する再発防止策の検討
- (5) 「緊急やむを得ない場合」として報告のあった事例に対する身体拘束の是非の検討・判定
- (6) 身体拘束実施事例に対する見直しと解除策の検討

4. 虐待防止・身体拘束廃止担当者の決定

4.1 虐待防止・身体拘束廃止担当者の指名

施設長は、虐待防止・身体拘束廃止委員会の委員の中から3名の「虐待防止・身体拘束廃止担当者」（以下「担当者」という）を指定する。

4.2 担当者の任務

担当者は、他職員からの情報収集と利用者の行動障害（いわゆる「問題行動」を含む）の観察等により虐待及び身体拘束状況を把握するとともに、虐待が発見された事例や個別の身体拘束が必要な場合、その事例について委員会に報告する。また、委員会で「緊急やむを得ない」と判定され、身体拘束を行った解除策の策定にあたってのまとめ役を担う。

| 文書番号 | 版数No. | 文書名 | 頁 |
|---------|-------|--------------------|-----|
| EQS-307 | 第3版 | 虐待防止及び身体拘束廃止のための指針 | 2/3 |

5. 虐待の早期発見と未然防止

5.1 虐待の早期発見

全職員に「虐待早期発見シート」を配布し、疑わしいケースがあった場合には「不適合サービス報告書」を用いて法令遵守責任者に報告するよう求める。

5.2 虐待の未然防止

毎年10月に、虐待防止・身体拘束廃止担当者と部署長・フロアリーダー等が「虐待早期発見チェックシート」による点検を実施し法令遵守責任者に報告するよう求める。

6. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

6.1 虐待が発生した場合の対応方法

虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

6.2 緊急性の高い事案は発生した場合に對応方法

緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

7. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。

窓口は4.1で定められた虐待防止・身体拘束廃止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。

(2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止・身体拘束廃止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

(5) 事業者内において虐待が疑われるつじあんが発生した場合は、速やかに虐待防止・身体拘束廃止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

8. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

9. 虐待等に係る苦情解決方法

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3) 対応の結果は相談者にも報告する。

| 文書番号 | 版数No. | 文書名 | 頁 |
|---------|-------|--------------------|-----|
| EQS-307 | 第3版 | 虐待防止及び身体拘束廃止のための指針 | 3/3 |

10. 「緊急やむを得ない場合」の身体拘束対応手順

利用者の行動障害により、「当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合」の対応については、次に掲げる手順とする。

- (1) 担当者または他の職員が「緊急やむを得ない場合」に該当すると判断した場合、委員長に『緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察記録』により報告し、委員会の開催を求める。
- (2) 委員長は、定例または臨時の委員会に諮り、当該事例について身体拘束の是非を検討する。
- (3) 検討にあたっては、身体拘束の必要性・実施方法・実施時間・実施期間及び解除に向けての改善策等について判定するとともに、職員にその内容を周知する。
- (4) 「緊急やむを得ない場合」に該当すると判定した場合、施設長と介護支援専門員等が利用者本人や家族に対して事前に『緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書』に基づき、身体拘束の内容・目的・理由・時間・期間等を詳細に説明し、確認していただくこととする。
- (5) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、その態様や時間、利用者の心身の状況、解除に向けての工夫等を『経過観察記録』に記録する。
- (6) その後も、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察するとともに、改善策を再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

11. 虐待防止・身体拘束廃止に関する研修

全職員を対象として、虐待防止・身体拘束廃止に関する定期的な研修を年1回以上実施する。また、新規採用者がある場合は、その都度「身体拘束廃止のための研修」を実施する。

12. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所のホームページにも公開する。

13. その他

13.1 記録の保管

委員会の審議内容等、施設内における虐待・身体拘束に関する諸記録は3年間保管する。

13.2 指針等の見直し

本指針等は、委員会において定期的に見直し、必要に応じて改訂するものとする。

| 文書番号 | 版数No. | 文書名 | 頁 |
|---------|-------|------------------|------|
| EQS-307 | 第3版 | 虐待及び身体拘束廃止のための指針 | 付表-1 |

●高齢者虐待防止法の虐待5類型●

1. 身体的虐待

「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」

2. 介護・世話の放棄・放任

「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。」

3. 心理的虐待

「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」

4. 性的虐待

「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。」

5. 経済的虐待

「高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益をえること。」

●身体拘束の廃止11項目●

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

6. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅子を使用する。

8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護依（つなぎ服）を着せる。

9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

●「緊急やむを得ない場合」の3つの要件●

1. 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

2. 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

3. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

●身体拘束防止規定と高齢者虐待との関係●

身体拘束が常態化することにより、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的な苦痛（心理的虐待）を与えるとともに、関節の拘縮や筋力低下など身体的な機能を奪ってしまう（身体的虐待）危険性がある。高齢者が他者からの不適切な行為により権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれないような状態に置かれることは許されるものではなく、「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられる。